

退職される生協組合員の皆様へ

2019. 1. 4

府庁生協

退職後も再任用・嘱託職員として引き続き勤務される方はもちろん
府庁の職場を離れる方も、府庁生協に継続加入できます。

退職後も府庁生協が保険や旅行など豊かな生活をサポートします。



●組合員資格の継続について

- (1) 再任用職員・嘱託職員等として**引き続き勤務される方**は、これまでどおり組合員として継続いただけます。この場合、**手続きは不要**です。ただし、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。
- (2) それ以外の方(**勤務されない方**)も継続ができます。継続を希望される方は、「継続申出書」を生協総務課に出してください(用紙は生協総務課又はホームページ「加入等の諸手続」→「退職される方へ・脱退される方へ」からダウンロードで)。組合員証はそのままご使用になれます。なお、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。

※ 上記(1)の方は、生協加入の保険は引き続き団体扱いとなりますが、**職員番号が変更になる場合は給与からの保険料の口座引落しができなくなります**。職場でご確認ください。

上記(2)の方は、生協を継続すれば団体扱いはできますが、**口座引落しはできなくなります**。

口座引落しができなくなる場合は、口座振替等の支払いとなります。口座振替は手続きが必要ですので、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へご連絡ください。

脱退の手続き

生協の脱退を希望される方は、下記により手続きをお願いします。

●脱退の手続き

- ・ 府庁生協を脱退される場合は、「脱退申出書」を生協総務課に出してください。
- ・ 総務課へ連絡いただければ、出資金等の返還額を印字した「脱退申出書」を送付します。
- ・ 白紙の用紙は、ホームページ「加入等の諸手続」→「退職される方へ・脱退される方へ」にあります。

●出資金の返還

- ・ 出資金(預り金含む。)をお返しします。(金額は生協総務課でご確認ください。)
- ・ 出資金は、現金若しくは口座振込でお返しします。(ご希望の方法で)
- ・ 現金の場合は、生協総務課の窓口にお申し付けください。
- ・ 口座振込の場合は、「脱退申出書」に振込先の銀行口座をお書きください。

●組合員証の返納とチャージ残金の返金

- ・ 組合員証は返納してください。組合員証を紛失している場合は、「脱退申出書」の紛失欄に押印してください。
- ・ 組合員証(カード)にチャージした残金がある場合は、先に購買か食堂のレジで返金を受けてください。(残金があるかどうかの確認もレジでできます。)

※ただし、旧カード(2014年3月以前に発行したカードで、ICチップの貼られたもの)の残金確認は、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へお問い合わせください。

●その他の手続き

- ・ 物品購入の未払金などがある場合は、脱退前に清算いただきますようお願いいたします。「脱退申出書」提出時にお支払いいただいても結構です。
- ・ 京都生協の共同購入を利用されている方で、本庁受取りの方は事業課(内線6115)に、公所・地方機関の方は京都生協の担当支部(配達してくる所)にご連絡ください。
- ・ 大丸百貨店カードをお持ちの方は「大丸百貨店カード」と「解約用紙」を出してください。